



2025 年 8 月 4 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 中 村 孝 也
(東証グロース市場・コード 3807)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 岡 本 純 子
電 話 番 号 03 (5774) 2440 (代表)

過年度の連結財務諸表等の訂正事項に関するお知らせ

当社が過年度に公表いたしました連結財務諸表等に関し、保有する暗号資産の評価および会計処理に訂正が必要であることが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の経緯および内容

(1) 2022 年 12 月期第 2 四半期における暗号資産の評価に関する訂正について

当社は、外部機関による調査の過程において、当社が保有する暗号資産フィスココイン（以下「FSCC」といいます。）の 2022 年 12 月期第 2 四半期における評価額について、訂正の必要があるとの指摘を受けました。

2022 年 6 月 29 日から 30 日にかけて、当社代表取締役（当時は取締役）の中村孝也および当社財務経理担当取締役の松崎祐之が取締役を兼務していた会社を通じて FSCC の大口取引が暗号資産取引所 Zaif（以下「Zaif」といいます。）において行われました。

具体的には、6 月 29 日から 30 日にかけての取引のうち、全体の 91.3%を当社連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングおよび、当社役員が役員を兼務していた関係会社または当社元役員が関与していた投資先等が購入しておりました。

- ・株式会社フィスコ・コンサルティング（松崎が取締役）：35.6%
- ・株式会社 FISCO Decentralized Application Platform (FDAP)（中村が取締役）：20.8%
- ・株式会社 Web3 キャピタル（中村が取締役、松崎が代表取締役）：6.9%
- ・元取締役である佐藤元紀氏が取締役を兼務していた法人およびその法人の投資先であるファンドの投資先の法人等：27.9%

この結果、FSCC の価格は 2022 年 6 月 29 日の始値 169 円から、6 月 30 日の終値 398 円まで+229 円（+136%）上昇しました。

当時当社は、会計監査人である UHY 東京監査法人とも協議の上、FSCC を実務対応報告第 38 号（平成 30 年 3 月 14 日、以下「実務対応報告」）における「活発な市場が存在しない暗号資産」として扱い、その評価は Zaif における月末終値を基準としておりました。

もっとも実務対応報告に基づいてはいたものの、他社事例を含めて実務の積み重ねもまだ乏しかったこともあり、当社としての具体的ルールの策定にまでは至っておりませんでした。従って当社も監査法人も会計監査の都度、慎重に評価に当たっており、令和 4（2022）年 12 月期第 2 四

半期の時点でも単純な期末終値を採用するのではなく、例えば期末日を含む3ヶ月間平均の値を採用する等、必ずしも期末終値が使用されない可能性があることについても協議を行ってまいりました。

一方で本件は、当時の当社取締役が取引に関与して価格の大幅な変動を認識していた事案であり、令和4（2022）年12月期第2四半期の時点ですでに単純な期末終値を採用することが妥当ではないと判断すべき事案でした。

上記経緯を踏まえ、当社は監査法人と改めて協議した結果、令和4（2022）年12月期第2四半期におけるFSCCの評価額について見直しを行い、令和4年6月29日から30日にかけてのFSCCの値動きから、両日の価格が一時的に高値で形成されたものであり、かつ当該価格形成について松崎および中村が自ら取引することによりこれに深く関与していたことを踏まえて、同評価額についてZaifの期末価格を用いて評価することは妥当ではなく、当該取引日直前のZaifの市場価格（169円）を基準とすることが適切であるとの判断に至り、同市場価格（169円）による再評価を行った結果、過年度の有価証券報告書等の訂正を行う必要があるとの結論に至ったものです。

なお、本件取引については、監査役会の調査により、中村には令和4（2022）年4月に発行したEB債の償還に備える意図およびIRリリース後の価格上昇に備える意図があったこと、および松崎にはトレーディングやブロックトレードを想定した仕入れの一環として購入する意図があったこと、中村および松崎はそれぞれFSCCを自己の判断のもと別個独立に取引しており、両者が共謀していた事実はなかったこと、が確認されております。

当社においては「金融資産運用規程」が存在し、暗号資産の自己勘定による取引についても「暗号資産取引細則」により規律されることとなっていました。しかしながら当時の管理体制においては、当該規則類は、子会社には適用されておらず、子会社を含むグループ内で暗号資産取引に関する統一的なルールや運用方針が整備されていなかったため、取引が各担当者の裁量に委ねられ、事前および事後のチェックがなされていませんでした。

特に本件においては、当社取締役が連結子会社の取締役を兼任し、当該子会社の取締役として自ら取引を行っていたことから、当社取締役の取引であるにもかかわらず、上記規程の適用を免れ、牽制機能が働かない状態にありました。

さらにそもそも活発な取引市場が存在しない暗号資産については、当社関係者が取引を行うことそれ自体が価格形成に影響を与え、利益相反を惹起しうるものであり、取引担当者はそのことに自覚的に行動することが必要でしたが、本件ではそれがなされないまま取引が行われました。

以上から、本件の根本的な原因は、当社取締役による連結子会社の兼任が多く、かつ連結子会社に対して当社の暗号資産取引のルールを及ぼしておらず牽制機能が働いていなかったこと、および本件の取引実行者である中村および松崎が、上記管理体制の整備を行うべき役割であったにもかかわらず、自ら流通量が少なくかつ当社の財務諸表に影響を与えうる暗号資産の取引を行うことの危険性の認識を欠いていたこと、すなわち暗号資産の公正な取引にかかるコンプライアンス意識が不十分であったことにありと認識しております。

当社としては、本件を重く受け止め、早急に下記の再発防止策を実施しております。

（2）活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

2024年12月期第2四半期において、当社は、活発な市場が存在しない暗号資産について、その性質や取引実態等を総合的に勘案し、備忘価格まで評価減を行っております。

しかし、外部機関による指摘に加え、当社の会計監査人であるUHY東京監査法人が監査を担当していた株式会社クシムにおいて、2025年4月28日付で、暗号資産等の過年度評価に関する訂正報告書が公表されたことを受け、当社も監査法人と協議を重ね、社内において再度の検討を行いました。

その結果、当社が保有する活発な市場が存在しない暗号資産の保有量および市場流通状況に照らし、当該評価減は2023年12月期に実施することが適切であるとの結論に至り、過年度の有価

証券報告書等を訂正することといたしました。

2. 再発防止策

本件を重く受け止め、当社は社外取締役および監査役会からの提言を踏まえ、以下の再発防止策を策定し、順次実行しております。

1. 暗号資産に関する取引ガイドラインおよび事前承認手続の整備
2. 会議体における記録体制の強化
3. 定例会議における議事記録および出席記録の整備
4. 当社グループ会社間における価格影響取引のリスク管理体制の構築
5. 役員の兼任（関与）体制の見直しおよび解除
6. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討
7. 暗号資産の取引および財務経理処理に関する研修機会の確保

当社は、これらの対策を早急に実行に移し、ガバナンスおよびコンプライアンス体制の一層の強化を図るとともに、財務情報の適正性と透明性の確保に全力で取り組んでまいります。

3. 訂正対象となる期間等

本件に関し、訂正が必要となる期間は、2022 年 12 月期第 2 四半期から 2024 年 12 月期末までを見込んでおります。

4. 今後の対応

本件に関しまして、当社は該当する過年度の連結財務諸表等の訂正を行うとともに、訂正後の有価証券報告書および四半期報告書につきまして、2025 年 8 月 8 日を目途に提出し、決算短信等につきましても速やかに開示する予定です。

5. 業績に与える影響

現在、本件に係る影響額の精査を進めておりますが、2022 年 12 月期から 2024 年 12 月期の連結財務諸表等には一定の影響はあるものの、2025 年 12 月期の業績への影響は軽微であると見込んでおります。なお、本訂正は、FSCC の評価損に関する計上時期の修正であり、当該資産についてはすでに 2024 年 12 月期第 2 四半期決算において備忘価格まで評価を切り下げ済みであることから、今回の訂正は評価損の前倒し計上にすぎず、2025 年 12 月期に新たな損失が発生するものではありません。

以 上